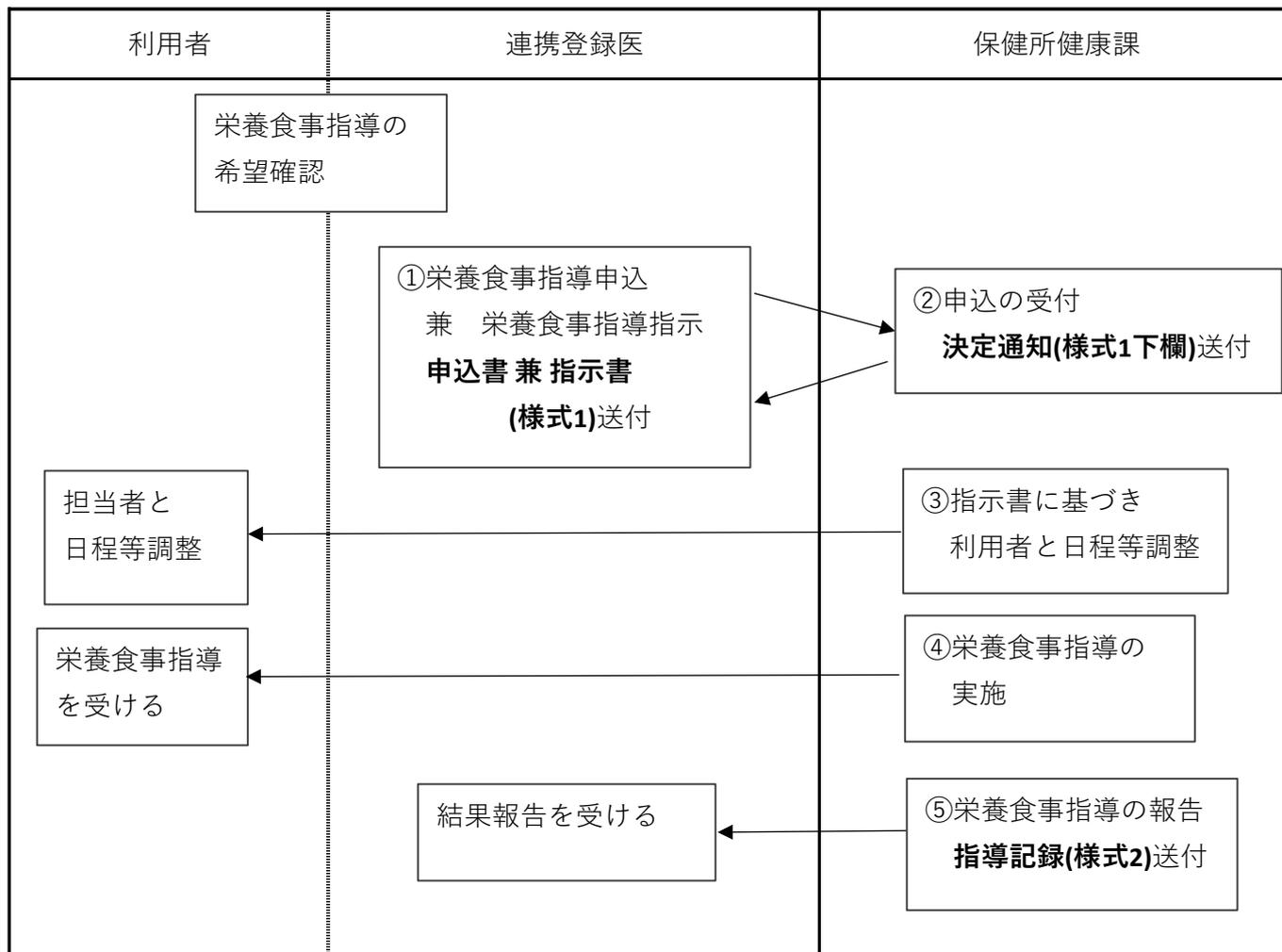


姫路市栄養食事指導事業の流れ



【様式】

様式1 姫路市栄養食事指導申込書兼指示書/決定通知

様式2 姫路市栄養食事指導記録

【利用対象者】 糖尿病性腎臓病または、その疑いがある患者で、栄養士の介入が必要にもかかわらず、連携登録医で栄養食事指導を受ける機会が無い者

【利用について】

- ・利用者負担：無料
- ・基本的には6か月後に2回目(継続指導)を行います。連携登録医の指示により、患者1人につき最大3回目までの利用可
- ・希望の実施場所を下記より選択して申し込む
(利用者自宅・保健所/保健センター・医療機関・その他)

【診療情報提供料支払】 医師会を通じ各医療機関へ支払い
1件につき2500円+消費税相当額